第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「国要綱等」という。)に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症(以下「依存症等」という。)患者などが適切な医療を受けられるようにするため、本県における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置等について定めるものである。

(実施主体等)

- 第2条 本事業の実施主体は、埼玉県(以下「県」という。)とする。
- 2 県は、本事業の一部を外部に委託して実施することができる。

(事業の内容)

- 第3条 本事業の内容は下記のとおりとする。
- (1) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を指定すること。
- (2) 依存症等に係る関連問題に対して、県内の医療機関(前項で指定した医療機関を含む。)等間の連携体制の構築を図ること。

第2章 依存症専門医療機関の指定等

(専門医療機関の指定)

- 第4条 県は、国要綱等の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」 (以下「選定基準」という。)に基づき、申請があった保険医療機関(さいたま市に 所在する保険医療機関を除く。)について審査の上、依存症専門医療機関(以下「専 門医療機関」という。)として指定する。
- 2 前項の指定に当たっては、当該保険医療機関が満たす選定基準及び診療応需体制に 応じて、依存症等のいずれかもしくは複数の依存症に係る専門機関として指定する。

(指定の手続)

- 第5条 指定を希望する保険医療機関は、様式第1号により県知事あてに申請し、審査 を受けるものとする。
- 2 県は、当該保険医療機関からの申請を受け、選定基準を満たしているかどうか等に ついて審査を行う。
- 3 県は、当該保険医療機関に対し、選定基準を満たしているか確認するために、必要 な資料等の提供を求めることができる。
- 4 県は、専門医療機関を指定した際は、当該保険医療機関の開設者に対して、様式第 2号に定める指定通知書を発行する。

(選定基準に係る内容の変更)

第6条 専門医療機関は、申請内容に変更があった場合は、速やかに様式第3号により 県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第7条 専門医療機関が選定基準を満たさなくなった場合及び指定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに様式第4号により県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第8条 県は、前条による辞退の届出を受理した際は、速やかに様式第5号に定める指 定解除通知書を発行する。

(定期の報告等)

- 第9条 専門医療機関は、診療実績等について、様式第6号により、指定された期日までに県知事に報告するものとする。
- 2 専門医療機関は、前項と別に、国又は依存症対策全国拠点機関(以下「全国拠点機関」という。)並びに県又は県指定の依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)等から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

(専門医療機関の責務)

- 第10条 専門医療機関は、選定された依存症等についての専門的な医療の提供を行う とともに、常に最新の医療提供ができる体制の整備に努めなければならない。
- 2 専門医療機関は、依存症等に係る関連問題に対して、治療拠点機関や相談機関、一般医療機関、民間団体(自助グループ等を含む。)、依存症回復支援機関等と連携し

て取組むとともに、地域における継続的な連携を図るものとする。

第3章 依存症治療拠点機関の指定等

(治療拠点機関の指定)

- 第11条 県は、選定基準に基づき、前章で定める専門医療機関のうち申請があった保険医療機関から、県内の依存症等に関する治療拠点となる医療機関を、審査の上、 依存症治療拠点機関として指定する。
- 2 前項の指定に当たっては、当該専門医療機関が満たす選定基準及び診療応需体制、 並びに活動実績や地域性を勘案し、1か所又は複数箇所指定する。
- 3 指定の手続き等については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合に おいて同条中「専門医療機関」とあるのは「治療拠点機関」と読み替える。

(定期の報告等)

- 第12条 治療拠点機関は、診療実績や活動実績等について、様式第6号及び第7号により、指定された期日までに県知事に報告しなければならない。
- 2 治療拠点機関は、国又は県等の求めに応じ、専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告しなければならない。
- 3 前項の報告に当たっては、県と連携を図るものとする。

(治療拠点機関の青務)

- 第13条 治療拠点機関は、指定された依存症等についての専門的な医療の提供を行う とともに、常に最新の医療提供ができる体制の整備に努めなければならない。
- 2 治療拠点機関は、本県において、依存症等に関する取組の情報発信を行う。
- 3 治療拠点機関は、本県において、医療機関を対象とした依存症等に関する研修を実施するものとする。
- 4 治療拠点機関は、依存症等の支援体制を構築するため、専門医療機関の他、当事者を含む民間団体(自助グループ等を含む。)や一般医療機関等による検討会を開催するなど、本界における関係機関との連携の強化を図る。

第4章 その他

(公表)

第 14 条 県は、指定した専門医療機関及び治療拠点機関について、本県のホームペー

ジ上に掲載し、公表する。

(広告)

- 第15条 専門医療機関は、第4条第1項の指定に基づき依存症専門医療機関であることを広告することができる。なお、広告への記載にあたっては、別表の例を参考に、診療対象とする依存症等を併せて必ず明示するものとする。
- 2 前項の規定は、治療拠点機関においても準用する。この場合において、同項中「第 4条第1項」とあるのは「第11条第1項」に、「専門医療機関」とあるのは「治療 拠点機関」と読み替える。

(秘密の保持)

第16条 本事業に携わる者(当該業務を離れた者を含む。)は、依存症患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

附則

この要綱は平成29年11月28日から施行する。

附則

この要綱は令和3年3月31日から施行する。

別表(第15条関係)専門医療機関及び治療拠点機関であることを広告する際の記載例

	診療対象とする依存症	記載例
専門医療機関	アルコール健康障害	依存症専門医療機関(アルコール健康障害)
	薬物依存症	依存症専門医療機関(薬物依存症)
	ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関(ギャンブル等依存症)
	アルコール健康障害/薬物依存症	依存症専門医療機関(アルコール健康障害/
		薬物依存症)
	アルコール健康障害/ギャンブル等	依存症専門医療機関(アルコール健康障害/
	依存症	ギャンブル等依存症)
	薬物依存症/ギャンブル等依存症	依存症専門医療機関(薬物依存症/ギャンブ
		ル等依存症)
	アルコール健康障害/薬物依存症/	依存症専門医療機関(アルコール健康障害/
	ギャンブル等依存症	薬物依存症/ギャンブル等依存症)
治療拠点機関	アルコール健康障害	依存症治療拠点機関(アルコール健康障害)
	薬物依存症	依存症治療拠点機関(薬物依存症)
	ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関(ギャンブル等依存症)
	アルコール健康障害/薬物依存症	依存症治療拠点機関(アルコール健康障害/
		薬物依存症)
	アルコール健康障害/ギャンブル等	依存症治療拠点機関(アルコール健康障害/
	依存症	ギャンブル等依存症)
	薬物依存症/ギャンブル等依存症	依存症治療拠点機関(薬物依存症/ギャンブ
		ル等依存症)
	アルコール健康障害/薬物依存症/	依存症治療拠点機関(アルコール健康障害/
	ギャンブル等依存症	薬物依存症/ギャンブル等依存症)